

申請フォームから自動で転記されます。

様式第1号

\*\*\*\*年 \*\*月 \*\*日

東京都知事指定第三者評価機関  
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

〒130-0022

申請者 住所 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号  
東京トラフィック錦糸町ビル 8F

氏名 株式会社環境ABC

代表取締役 環境 正太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

## 認定申請書

内容をご確認の上、必ず  
押印して提出してください。

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度実施要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

### ■ 申請内容

申請内容	認定の区分	業の区分	専門性の有無 (有の場合:業の区分)	申請手数料 (円)
新規	産廃エキスパート	収集運搬業(積替え保管を除く)	収集運搬業(積替え保管を除く)	363,000 円
新規	産廃エキスパート	中間処理業	中間処理業	

### ■ 東京都の産業廃棄物処理業許可証番号(取得している全ての業)

区分	業の区分	東京都の許可番号	許可期限
産業廃棄物	収集運搬業	13-00-*****	****年**月**日まで
	中間処理業	13-20-*****	****年**月**日まで
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業	13-50-*****	****年**月**日まで
	中間処理業	13-70-*****	****年**月**日まで

### ■ 八王子市の産業廃棄物処理業許可証番号(取得している全ての業)

区分	業の区分	八王子市の許可番号	許可期限
産業廃棄物	収集運搬業	109-10-*****	****年**月**日まで
	中間処理業		
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業		
	中間処理業		

八王子市の許可証をお持ちの場合は  
「109」から始まる番号

様式第1号

■ 申請担当者等連絡先

担当者	氏名	産廃 太郎	部署名	総務部
	フリガナ	サンパイ タロウ	役職名	部長
	電話番号	03-3644-1381	FAX	03-3644-2260
	メールアドレス	sanpai-t@kankyo.jp	備考	携帯電話番号
ホームページアドレス	http://www.kankyo.jp	090-0000-0001		
担当者の方と連絡が取れなかった場合の連絡先	氏名	産廃 次郎	部署 役職名	総務部 課長
	フリガナ	サンパイ ジロウ	連絡先	電話番号 03-●●●●●-●●●●●

■ 申請代理人の情報

行政書士等 代理人がいる場合 の連絡先	氏名	産廃 三郎	会社名	産廃行政書士事務所
	フリガナ	サンパイ サブロウ	部署 役職名	法人部 チーフ
	電話番号	03-0000-0001	FAX	03-0000-0001

■ 第三者評価機関の認定番号(更新申請される方のみ記入)

区分	収集運搬業		中間処理業
	(積替え保管を除く)	(積替え保管を含む)	
産廃エキスパート			
産廃プロフェッショナル			

■ 収集運搬業(積替え保管含む)及び中間処理業の施設に関する情報(都内全て)

収集運搬業(積替え保管を含む)の方は、都内の「積み替え保管施設」の住所(許可証の記載どおり)と施設名を入力してください。  中間処理業の方は、都内の「事業の用に供する施設」の住所(許可証の記載どおり)と施設名を入力してください。  ※登録されているとおり、記載されていますか。 (例)○丁目○番○号 ○番地○号	<input checked="" type="radio"/> 収集運搬業 <input type="radio"/> 中間処理業	住 所: 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号
	<input type="radio"/> 収集運搬業 <input checked="" type="radio"/> 中間処理業	施設名: 積替え保管施設 1(墨田ベース)
	<input checked="" type="radio"/> 収集運搬業 <input type="radio"/> 中間処理業	住 所: 東京都江東区新砂一丁目 7 番 5 号
	<input type="radio"/> 収集運搬業 <input checked="" type="radio"/> 中間処理業	施設名: 積替え保管施設 2(新砂ベース)
	<input type="radio"/> 収集運搬業 <input checked="" type="radio"/> 中間処理業	住 所: 東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号
	<input type="radio"/> 収集運搬業 <input checked="" type="radio"/> 中間処理業	施設名: 処理施設 1(新宿工場)
	<input type="radio"/> 収集運搬業 <input checked="" type="radio"/> 中間処理業	住 所: 東京都立川市錦町四丁目 6 番 3 号
	<input type="radio"/> 収集運搬業 <input checked="" type="radio"/> 中間処理業	施設名: 処理施設 2(多摩リサイクルセンター)
	<input type="radio"/> 収集運搬業 <input type="radio"/> 中間処理業	住 所:
	<input type="radio"/> 収集運搬業 <input type="radio"/> 中間処理業	施設名:
<input type="radio"/> 収集運搬業 <input type="radio"/> 中間処理業	住 所:	
<input type="radio"/> 収集運搬業 <input type="radio"/> 中間処理業	施設名:	

様式第1号

■ 収集運搬業で届出している駐車場の情報(届出している都内全ての駐車場を入力)

駐車場 所在地 (都内)	東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号	使用 権原	所有
	東京都江東区新砂一丁目 7 番 5 号		賃貸

■ 申請者のマニフェスト状況等(現地審査情報)

マニフェスト 保管状況	整理方法	月または日ごとに整理している	
	月の枚数	月に約 1,200 枚以上	
マニフェスト、処理帳簿、 委託契約書の現地審査 用書類が確認できる施設 の名称・住所・最寄駅から 施設までの経路。複数の 施設を保有する場合は、 施設を回る際の希望順路 を記入。	中間処理施設が2箇所ありますので、順路は①、②の順で希望します。		
	<p>①環境リサイクルセンター 東京都江東区潮見一丁目 3 番 2 号 JR京葉線「潮見駅」から徒歩 10 分</p> <p>②環境プラント 東京都大田区城南島三丁目 3 番 1 号 東京モノレール「流通センター駅」から 京急バス城南島循環城南島 4 丁目 バス停徒歩 1 分</p>		
経営者インタビューの 回答者	役職名	氏名	
	代表取締役	環境 正太郎	
<p>&lt;備考&gt; ※記入しきれなかった事 項など、自由にご記入下 さい。</p>			

申請フォームから日付・住所・氏名が  
自動で転記されます。

## 同 意 書

東京都知事指定第三者評価機関  
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

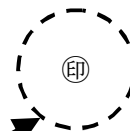
東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度による評価及び認定において、東京都と八王子市が保管する申請者の業の許可申請に関連する資料を、公益財団法人 東京都環境公社が閲覧することに同意します。

\*\*\*\*年 \*\*月 \*\*日

申 請 者 住 所 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号  
東京トラフィック錦糸町ビル8F

氏 名 株式会社環境 ABC  
代表取締役 環境 正太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



内容をご確認の上、  
押印して提出してください。

申請フォームから日付・住所・氏名が  
自動で転記されます。

## 環境保全関係法令の規程による不利益処分に該当しない旨の誓約書

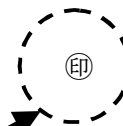
東京都知事指定第三者評価機関  
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に規定する法令(\*1)の規定による不利益処分(\*2)を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者(\*3)に該当しないことを誓約します。

\*\*\*\*年 \*\*月 \*\*日

申請者 住所 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号  
東京トラフィック錦糸町ビル8F

氏名 株式会社環境 ABC  
代表取締役 環境 正太郎  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



内容をご確認の上、  
押印して提出してください。

不利益処分とは

**\*1**

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に規定する法令」とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいう。

**\*2**

行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分(法の規定による改善命令、措置命令、事業停止命令等がこれに該当し、行政指導はこれに該当しない。)をいう。

**\*3**

不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であつた者で当該不利益処分の日から5年を経過しない者を含む。

## 経営状況確認書

※小数点以下切捨て  
※1円単位で記入すること

総資本経常利益率 (評価基準 : 2%以上)

&lt;&lt;直近の期&gt;&gt;

科目	金額	備考
経常利益(a)	21,005,678	損益計算書より転記
総資本(b) : 純資産と負債の合計金額(f)	651,234,567	貸借対照表より転記
経常利益(a) ÷ 総資本(b) × 100	3%	

※ 部分のセルは、自動的に数値が記載されます。

## 経常利益金額等

(評価基準 : 直前3年の各事業年度における経常利益額と減価償却費との合計金額の平均値が0を超えること)

事業年度	第(20)期	第(21)期	第(22)期 <<直近の期>>	3年分の平均額	備考
	2017年4月1日 )	2018年4月1日 )	2019年4月1日 )	/	損益計算書 より転記
	2018年3月31日	2019年3月31日	2020年3月31日		
経常利益(a)	52,075,230	21,228,900	21,005,678		
減価償却費(c)	33,550,200	23,008,190	12,589,000		
経常利益(a) + 減価償却費(c)	85,625,430	44,237,090	33,594,678	54,485,732	

※「減価償却費(c)」の額が販売費及び一般管理費の一項目として分割して記載されていない場合には、「減価償却費(c)」欄には「0円」と記載するか、減価償却費の金額が確認できる内訳書を提出してください。

自己資本比率 (評価基準 : 15%以上)

&lt;&lt;直近の期&gt;&gt;

科目	金額	備考
純資産額(d)	231,105,260	貸借対照表より転記
負債額(e)	420,129,307	
純資産(d)と負債(e)の合計金額(f)	651,234,567	
純資産額(d) ÷ 純資産と負債の合計金額(f) × 100	35%	

流動比率 (評価基準 : 150%以上)

&lt;&lt;直近の期&gt;&gt;

科目	金額	備考
流動資産合計(g)	2,592,926,667	貸借対照表より転記
流動負債合計(h)	1,456,800,036	
流動資産合計(g) ÷ 流動負債合計(h) × 100	177%	

## インターネットによる情報公開の更新履歴等確認書

自社ホームページで公開している各事項について、直近で更新した年月日と内容を記載して下さい。  
 ※「産廃情報ネット」を利用している申請者について、「産廃情報ネット」で印刷できる「更新履歴情報の写し」を添付する場合は、下記に更新年月日等の記載が不要です。

○産廃情報ネット利用の有無： 有  無  ← レ点チェック記入

○公開情報を閲覧できる自社ホームページアドレス:

対象	評価項目	公開事項	更新すべき頻度	更新年月日(履歴)	更新した事項
産廃エキスパート及び産廃プロフェッショナル	インターネット情報 ①会社概要 (法人の場合)	○法人名称 (変更に係る履歴を含む)	変更の都度		
		○許可証の住所	変更の都度		
		○代表者、役員及び令第6条の10に規定する使用人の氏名及び就任年月日	1年に1回以上	2020年4月1日	
		○設立年月日	—		
		○資本金又は出資金 (変更に係る履歴を含む)	変更の都度		
		○事業の内容 ※都及び八王子市以外の道府県市において産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する場合は、これらの許可に係るものを含む。 (変更に係る履歴を含む)	変更の都度		
		○社内組織図・人員配置	変更の都度 (人員配置は1年に1回以上)	2020年4月1日	
		○事業計画の概要 ※都及び八王子市以外の道府県市において、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する場合は、これらの許可に係る事業に関するものを含む。	変更の都度		
	○産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業の許可証の写し ※都及び八王子市以外の道府県市の許可に係る許可証を含む。	変更の都度			

16 様式例集及び参考資料

様式第5号

(収集運搬業用)

対象	評価項目	公開事項	更新すべき頻度	更新年月日(履歴)	更新した事項
産廃エキスパート及び産廃プロフェッショナル	インターネット情報 ①会社概要 (個人の場合)	○氏名、住所及び事業の内容 (事業の内容を変更した場合は、変更に係る履歴を含む)	変更の都度		
	インターネット情報 ②施設及び処理状況 ※収集運搬業(積替え保管を除く)を申請する場合	○事業の用に供する施設の概要 収集運搬車両の形式・規模・能力(積載量等)、数の内訳	1年に1回以上	2020年4月1日	
		○直前3年間の処理の実績 (各月において産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量)		2020年4月1日	
	インターネット情報 ②施設及び処理状況 ※収集運搬業(積替え保管を含む)を申請する場合	○事業の用に供する施設の概要 収集運搬車両の形式・規模・能力(積載量等)、数の内訳、積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限)	変更の都度		
		○直前3年間の処理の実績 (各月において産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量)	1年に1回以上	2020年4月1日	
		○事業場の公開状況	変更の都度		
産廃エキスパートのみ	インターネット情報 (財務諸表)	○直前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	1年に1回以上	2020年4月1日	
	低公害・低燃費車両、重機	○低公害車の導入状況 (種類、台数)	1年に1回以上	2020年4月1日	
	インターネット情報 (料金表等)	○料金表、料金算定式、個別見積もり等の提示	変更の都度		



## インターネットによる情報公開の更新履歴等確認書

自社ホームページで公開している各事項について、直近で更新した年月日と内容を記載して下さい。  
 ※「産廃情報ネット」を利用している申請者について、「産廃情報ネット」で印刷できる「更新履歴情報の写し」を添付する場合は、下記に更新年月日等の記載が不要です。

○産廃情報ネット利用の有無： 有  無  ← レ点チェック記入

○公開情報を閲覧できる自社ホームページアドレス：

対象	評価項目	公開事項	更新すべき頻度	更新年月日(履歴)	更新した事項
産廃エキスパート及び産廃プロフェッショナル	インターネット情報 (施設の維持管理記録)	○直前3年間の施設の維持管理の記録(環境測定結果等) ※焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設における15条第1項による許可施設が対象)	1年に1回以上	<b>2020年4月1日</b>	
	インターネット情報 ①会社概要 (法人の場合)	○法人名称 (変更に係る履歴を含む)	変更の都度		
		○許可証の住所	変更の都度		
		○代表者、役員及び令第6条の10に規定する使用人の氏名及び就任年月日	1年に1回以上	<b>2020年4月1日</b>	
		○設立年月日	—		
		○資本金又は出資金 (変更に係る履歴を含む)	変更の都度		
		○事業の内容 ※都及び八王子市以外の道府県市において産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する場合は、これらの許可に係るものを含む。 (変更に係る履歴を含む)	変更の都度		
		○社内組織図・人員配置	変更の都度 (人員配置は1年に1回以上)	<b>2020年4月1日</b>	
		○事業計画の概要 ※都及び八王子市以外の道府県市において、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する場合は、これらの許可に係る事業に関するものを含む。	変更の都度		

様式第5号

(中間処理業用)

対象	評価項目	公開事項	更新すべき 頻度	更新年月日(履歴)	更新した事項
産 廃 エキ スパ ート 及 び 産 廃 プロ フェ ッシ ョ ナ ル	インターネット情報 ①会社概要 (法人の場合)	○産業廃棄物処理業・特別管理 産業廃棄物処理業の許可証の 写し ※都及び八王子市以外の道府 県市の許可に係る許可証を含む	変更の都度		
	インターネット情報 ①会社概要 (個人の場合)	○氏名、住所及び事業の内容 (事業の内容を変更した場合は、 変更に係る履歴を含む)	変更の都度		
	インターネット情報 ②施設及び処理状 況	○事業の用に供する施設の概要 設置場所、設置年月日、処理施 設の種類、施設で処理する産業 廃棄物の種類、処理能力(最終 処分場の場合は、埋立地の面積 及び埋立容量)、処理方式、構造 及び設備の概要	変更の都度		
		○直前3年間の処理の実績 (各月において産業廃棄物の種 類ごとの受入量、種類ごと及び処 分方法ごとの処分量、持出先ごと 及び処分方法ごとの処分量)	1年に1回 以上	2020年4月1日	
		○処理工程図(フロー図)	変更の都度		
		○最終処分までの処理の工程 (直前1年間の種類ごとの受入 量、処分方法ごとの処分量、保 管量、処分後の持出先ごとの持 出量及び持出先の処分方法、再 生することにより得た物の持出先 ごとの持出量及び持出先におけ る利用方法)	1年に1回 以上	2020年4月1日	
		○直前3年間の熱回収の状況 各月において焼却施設ごとの熱 量及び熱回収がされた産業廃棄 物の量 ※焼却施設に限る	1年に1回 以上	2020年4月1日	
		○事業場公開状況	変更の都度		
	インターネット情報 ③施設の維持管理 記録	○直近3年間の施設の維持管理 の記録(点検、環境測定結果等) ※焼却施設、廃水銀等の処理施 設、廃石綿等熔融施設、PCB処 理施設を除く15条第1項による 許可施設が対象	1年に1回 以上	2020年4月1日	

16 様式例集及び参考資料

様式第5号

(中間処理業用)

対象	評価項目	公開事項	更新すべき頻度	更新年月日(履歴)	更新した事項
産廃エキスパートのみ	インターネット情報 (環境保全管理資格者数)	○技術管理者等の監督者の資格名及び資格取得者数	1年に1回以上	2020年4月1日	
	インターネット情報 (財務諸表)	○直前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	1年に1回以上	2020年4月1日	
	低公害・低燃費車両、重機	○低公害車の導入状況(種類、台数)	1年に1回以上	2020年4月1日	
	インターネット情報 (料金表等)	○料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示	変更の都度		

申請フォームから日付・住所・氏名が  
自動で転記されます。

## 労働安全衛生関係法令の規定による労働災害が起きて

### いない旨の自己申告書

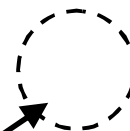
東京都知事指定第三者評価機関  
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

申請者は、都又は八王子市もしくはその両方の許可を取得している業の範囲で労働安全衛生法に基づき定められている労働安全衛生規則第97条第1項(\*)に該当する労働災害が過去2年間に於いて該当しないことを申し立てます。

\*\*\*\*年 \*\*月 \*\*日

申請者 住所 東京都墨田区江東橋四丁目26番5号  
東京トラフィック錦糸町ビル8F

氏名 株式会社環境 ABC  
代表取締役 環境 正太郎  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



内容をご確認の上、  
押印して提出してください。

労働安全衛生規則第97条(労働者死傷病報告)とは

(\*)1 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

申請フォームから日付・住所・氏名が  
自動で転記されます。

## 課税等されていない旨の誓約書

東京都知事指定第三者評価機関  
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

下記の税等について、「納税等」の評価項目に該当しないことを誓約いたします。

\*\*\*\*年 \*\*月 \*\*日

押印して提出してください。

住所 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号  
東京トラフィック錦糸町ビル8F

氏名 株式会社環境 ABC  
代表取締役 環境正太郎  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



### 1. 都税

	証明書	課税された年と課税されていない年がある場合は、 課税されていない期間を記入すること
	法人都民税	
	法人事業税	
<input type="checkbox"/>	不動産取得税	

### 2. 市町村税

	証明書	課税された年と課税されていない年がある場合は、 課税されていない年を記入すること
	法人市民税、法人町民税、法人村民税	23 区内においては都税として課税
	固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税	
	固定資産税(償却資産用)	
	事業所税	

### 3. 社会保険料等・労働保険料

	証明書等	事業所 にて納付した年と納付していない年がある場合は、 納付していない期間を記入すること
	社会保険料(健康保険及び厚生年金)等	
	労働保険料(労災保険及び雇用保険)	

証明書等の提出に該当しない項目がある場合、  
当該項目のレ点を記入してください。

### 4. 駐車場の使用権原(収集運搬業のみ)

	証明書等	都内にて駐車場を保有した年と保有していない年 がある場合は、保有していない期間を記入すること
<input type="checkbox"/>	自者所有の場合 : 土地の登記事項証明書 賃借の場合 : 賃貸借契約書の写し	

\* 提出を必要としない証明書等の レ点を記入してください。

\* 期間は年度・行為年月・事業年度等にて記入してください。

## 「納税等」に係る証明書等について

証明書	対象事業所	取得場所
<b>法人税と消費税・地方消費税の納税証明書</b> 「その3の3 未納の税額がないことの証明」を添付。	法人税及び消費税 法・地方税法に係る 全ての事業所	各税務署（国税庁）
<b>法人住民税の納税証明書</b> 直前3年分の納税証明書を添付。	都内に事務所や事業 所がある場合のみ	各都税事務所
<b>法人事業税の納税証明書</b> 直前3年分の納税証明書を添付。	都内に事務所や事業 所を設けて事業を行 っている場合のみ	各都税事務所
<b>不動産取得税の納税証明書</b> 直前3年分の納税証明書を添付。	都内の事業所のみ	各都税事務所
<b>法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書</b> 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額 を証明するもの（直前3年分）」を添付。	多摩地区及び島嶼部 に事務所や事業所が ある場合のみ	各市役所・町村役場
<b>固定資産税（土地家屋用）及び都市計画税の納税証明書</b> 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額 を証明するもの（直前3年分）」を添付。	都内の事業所のみ	・23区内は各都税事務所 （区ごとの納税額が分か るもの）
<b>固定資産税（償却資産用）の納税証明書</b> 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額 を証明するもの（直前3年分）」を添付。		・多摩地区及び島嶼部は 各市役所及び町村役場
<b>事業所税の納税証明書</b> 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額 を証明するもの（直前3年分）」を添付。  事業所税は、一定規模以上の事業を行っている事業主に対して 課税される税金であるため、下記(1)または(2)に該当する場合は 提出する。  (1) 23区、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市で、 使用する事業所等の床面積の合計が1,000平方メートル （免税点）を超える規模で事業を行う法人又は個人  23区、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市内の事業 所等の従業者数の合計が100人（免税点）を超える規模 で事業を行う法人又は個人	23区内、武蔵野市、 三鷹市、八王子市 及び町田市に事業所 がある場合のみ	・23区内は各都税事務所  ・武蔵野市、三鷹市、八 王子市及び町田市は各市 役所

証明書	対象事業所	取得場所
<p><b>社会保険料の納入確認書</b>                      「未納の無いことの確認書（例.社会保険料納入確認書）」又は「<u>保険料納入告知額・領収済額通知書の写し（24 か月分）</u>」又は「<u>領収済通知書の写し（24 ヶ月分）</u>」を添付。                      （都内の事業所に係る社会保険料を都外の年金事務所に納付している場合は、納付先の年金事務所の確認書が必要。）</p>		<p>都内の産業廃棄物処理業に係る事務所や事業所に係る社会保険料を納付している年金事務所</p>
<p><b>申請業者に属する従業員が国民健康保険料の被保険者である場合</b>                      当該保険の保険者（市町村及び特別区又は国民健康保険組合）が発する<u>納付証明書、控除証明書（国民健康保険税にあっては、納税証明書）等の写し等（24 か月分）</u>を添付。なお、従業員全員に未納がないことを証する証明を添付。</p>		
<p><b>労働保険料の納入証明書</b>  <u>地方労働局が発行する「労働保険料の未納が無いことを証明する書類」（例：労働保険料等納入証明書）</u>又は「<u>労働保険料の申告額及び納付済が確認できる書類（直前3年分）</u>」を添付。                      （都内の事業所に係る労働保険料を都外の地方労働局に納付している場合は、納付先の地方労働局の証明書が必要。）</p>		<p>都内の産業廃棄物処理業に係る事務所や事業所に係る労働保険料を納付している地方労働局</p>
<p><b>駐車場の使用権原を証する書類（収集運搬業のみ）</b>                      自者所有の場合は「<u>土地の登記事項証明書（登記簿謄本）</u>」、他者から借りている場合は「<u>賃貸借契約書の写し</u>」を添付。                      （固定資産の有無の確認になります）</p>	<p>都内の駐車場のみ</p>	<p>法務局（登記所）</p>

納税証明書、納入証明書は原則、申請日から遡って3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

なお、上記にて「写し」の記載がないものは全て「原本」を提出して下さい。

各証明書は、納入すべき税・保険料のうち、納期限が到来したものについて、未納がないことを確認できれば評価しています。

証明書等の提出に該当しない場合は、「課税等されていない旨の誓約書（様式第7号）」を提出してください。

## 「低公害・低燃費車両、重機」項目に関する記載例

参考資料 2

## 1. 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低排出ガス車の導入状況

(2019年4月1日現在)

種類	最大積載量	最大積載可能寸法 全長×幅×高さ(m)	台数(割合%)
全保有台数			10台(100%)
4tダンプ車	4,000kg	5.8×2.2×2.5	5台
4tコンテナ車	3,850kg	6.2×2.2×2.5	4台
2tコンテナ車	2,000kg	4.4×1.7×2.0	1台
運搬車の排ガスレベル			
平成17年規制適合車			0台(0%)
平成17年基準低排出ガス車			0台(0%)
平成17年基準低排出ガス車			2台(20%)
平成17年基準低排出ガス重量車			2台(20%)
平成17年基準低排出ガス重量車			0台(0%)
【低排出ガス車の導入目標】(例)			
****年*月末までに、平成17年基準低排出ガス車の占める割合を全保有台数の80%以上とする。			

導入目標については、積極的に目標を設けて取組む姿勢をアピールする観点からも記載することが望ましい。

## 2. 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低燃費車の導入状況

(2019年4月1日現在)

運搬車の燃費低減レベル		台数(割合%)
全保有台数		10台(100%)
平成22年度燃費基準達成車	-----	0台(0%)
	5%低減レベル	0台(0%)
	10%低減レベル	0台(0%)
	20%低減レベル	5台(50%)
平成27年度燃費基準達成車	-----	1台(10%)
【低燃費車の導入目標】(例)		
****年*月末までに、平成27年度低燃費基準達成車の占める割合を全保有台数の60%以上とする。		

導入目標については、積極的に目標を設けて取組む姿勢をアピールする観点からも記載することが望ましい。

## 3. 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を含む)又は処分業の用に供する低公害型重機の導入状況

(2019年4月1日現在)

低公害型重機の導入状況		台数(割合%)
全保有台数		10台(100%)
排ガス対策型*1		0台(0%)
低騒音・低振動型*2		1台(10%)
その他電気駆動型等		1台(10%)

\*1 排出ガス対策型建設機械指定制度(国土交通省)

\*2 低騒音型・低振動型建設機械指定(国土交通省)



## 運搬車の排ガスレベルの見方

参考資料 3

自動車検査証の「型式」欄に記載されている記号のうち、-（ハイフン）より前の記号（識別記号）を確認する。

識別番号の桁数	排ガスレベル
1 桁（例 U - . . . . .）	平成 4 年以前の規制適合車（低排出ガス車認定なし）
2 桁（例 GA - . . . . .）	平成 5 年～平成 16 年の規制適合車 （低排出ガス車認定なし）
EA、EB、EC、ED、EE	電気自動車
DC、DF、DJ、DM、DQ、DT、DW、PG、PH、PQ、PR、UA、UB、UC、UD、UE、UF、UG、UH、UJ、UK、UL、UM、UN、UP、UQ、UR、US、VG、VH、VQ、VR、WC、WF、WJ、WM、WQ、WT、WW、ZA、ZB、ZC、ZD、ZE、ZF、ZG、ZH、ZJ、ZK、ZL、ZM	平成 12 年基準適合 / 排出ガス 75%低減車
DB、DE、DH、DL、DP、DS、DV、LA、LB、LC、LD、LE、LF、LG、LH、LJ、LK、LL、LM、LN、LP、LQ、LR、LS、PE、PF、PN、PP、VE、VF、VN、VP、WB、WE、WH、WL、WP、WS、WV、YA、YB、YC、YD、YE、YF、YG、YH、YJ、YK、YL、YM、	平成 12 年基準適合 / 排出ガス 50%低減車
DA、DD、DG、DK、DN、DR、DU、PC、PD、PL、PM、TA、TB、TC、TD、TE、TF、TG、TH、TJ、TK、TL、TM、TN、TP、TQ、TR、TS、VC、VD、VL、VM、WA、WD、WG、WK、WN、WR、WU、XA、XB、XC、XD、XE、XF、XG、XH、XJ、XK、XL、XM、	平成 12 年基準適合 / 排出ガス 25%低減車
PB、PK、VB、VK	平成 12 年基準適合 / 排出ガス PM85%低減ディーゼル車
PA、PJ、VA、VJ	平成 12 年基準適合 / 排出ガス PM75%低減ディーゼル車
3 桁（例 B . . . . .）	次の表で判別する
Z	電気自動車又は燃料電池自動車
Y	平成 26 年規制適合車 * 1
X	平成 25 年規制適合車 * 2
W	平成 24 年規制適合車 * 2
U	平成 23 年規制適合車 * 2
T	平成 22 年規制適合 / 排出ガス 10%低減車 * 3
S	平成 22 年規制適合車 * 3
R	平成 21 年基準適合 / 排出ガス 75%低減車 * 4
M	平成 21 年基準適合 / 排出ガス 50%低減車 * 4
Q	平成 21 年基準適合 / 排出ガス 10%低減車 * 4
L	平成 21 年規制適合車（ディーゼル常用 PHP を除く）* 4
F	平成 21 年規制適合車（ディーゼル常用 PHP）* 4
K	平成 20 年規制適合車 * 5
H	平成 19 年基準適合 / 排出ガス 75%低減車 * 6
G	平成 19 年基準適合 / 排出ガス 50%低減車 * 6
E	平成 19 年規制適合車 * 7
J	平成 18 年規制適合車 * 8

16 様式例集及び参考資料

識別番号の桁数	排ガスレベル
D	平成 17 年基準適合 / 排出ガス 75%低減車 * 9
C	平成 17 年基準適合 / 排出ガス 50%低減車 * 9
A	平成 17 年規制適合車 * 10
B	平成 17 年基準適合 / NOx・PM10%低減重量車 * 11
N	平成 17 年基準適合 / NOx10%低減重量車 * 11
P	平成 17 年基準適合 / PM10%低減重量車 * 10

表中の は、任意のアルファベット

- \* 1 ディーゼル特殊自動車
- \* 2 特殊自動車
- \* 3 ディーゼル車（中量一部（1.7～2.5t）及び重量車一部（3.5～12t））
- \* 4 ガソリン車（NOx 触媒付直噴射）及びディーゼル車（乗用、軽量、中量一部（2.5～3.5t）及び重量車一部（12t～））
- \* 5 特殊自動車
- \* 6 軽貨物車
- \* 7 二輪車、特殊自動車及び軽貨物車
- \* 8 二輪車及び特殊自動車
- \* 9 乗用、軽量及び中量車
- \* 10 乗用、軽量、中量及び重量車
- \* 11 重量車

運搬車の排ガスレベルの見方は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル(改訂平成27年3月)環境省より引用

# 17 インデックス記号表

各項目のチェックボックスにレ点を記入し、提出してください。

レ点チェック  
記入

インデックス記号	様式名	内容	提出の有無	
			有	無
A	認定申請書 (様式第1号)	評価認定を受けるための認定申請書		
B	同意書 (様式第2号)	東京都と八王子市が保管する申請者の業の許可申請に関する資料閲覧の同意書		
C	不利益処分に該当しない旨の誓約書 (様式第3号)	不利益処分に該当しないことを示すための誓約書		
D	経営状況確認書 (様式第4号)	経営状況を示すための確認書		
E	インターネット更新履歴等確認書 (様式第5号)	インターネット更新履歴等を示すための確認書 「産廃情報ネット」を利用している場合も添付が必要です。		
F	労働災害が起きていない旨の自己申告書 (様式第6号)	申請する業の範囲において、労働災害に該当しないことを示すための自己申告書		
G	課税等されていない旨の誓約書 (様式第7号)	課税等がされておらず、提出に該当しないことを示すための誓約書		
H	振込確認書面の写し	申請手数料の振込が確認できる書面の写し		
I	インデックス記号表	インデックス記号AからKのインデックスを添付した書類を、提出書類としてファイルに入れたか否かを確認する表(本表)		
J	評価基準表(自己評価含む)	申請者が自ら評価基準に適合しているかを確認するための評価表 (自己評価欄に入力及びチェック欄にレ点記入のあるもの)		
K	産業廃棄物処理業の許可証 (写し)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、東京都または八王子市もしくはその両方で許可を受けている全ての許可証(写し) <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物収集運搬業許可証</li> <li>・産業廃棄物処分業許可証</li> <li>・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証</li> <li>・特別管理産業廃棄物処分業許可証</li> </ul>		

新規申請の場合は「情報公開承諾書」をA認定申請書(様式第1号)に添付してください。

